

# はじめに

## ○ 仕事の根拠を確かめる

はじめて税務の職場に勤務することになりましたが、いろいろ専門用語とかが多くて覚えるのが大変そうですね。

そうだね。税務の職場に配属されて、最初に戸惑ったのは、先輩が使っている「フチョウ」「トクチョウ」「トクハツ」などの聞き慣れない税務独特の略語だったのではないかな。

そうです。全く意味不明の用語には参りました。

しかし、「普通徴収」を「普徴」、「特別徴収」を「特徴」とか、「督促状の発付」を「督発」とかいう独特の略語と似たものは、どこの職場でも仲間同士で使っており、はじめは戸惑いもあるがすぐに慣れる。

ただ、税務と他の職場との基本的な違いは、税金に関して使われる用語は、すべて税法等で意味付けられているということだ。

用語の意味を正確に理解しておくことが大切なのですね。

例えば、「地方税」の定義でも、地方税法では「道府県税又は市町村税をいう」とされているが、国税徴収法では、本税のほか附帯金を含む「地方税法第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金をいう」とされている。

そうですか。同じ用語を使っているけど定義が違うことがあるのですか。

また、継続している事務では、前例踏襲や簡略化した方法で処理されていることが少なくない。だから、常に「なぜか」という疑問を持つようにして、初めての事例に当たったときには、必ず根拠法令や条例などを読み確かめる習慣をつけておくようにしましょう。初めが肝心だ。

その都度「根拠法令を確かめる」ということは、いざ実行するとなると難しいものですね。日常の仕事は忙しいし、税法の条文が長く読みにくいので、つい不精してしまいます。

しかし、税務事務は全て法令に基づいているのだから努力しないといけないね。

## ○ 税法を読むコツ

ところで、条文を読む時のコツといったものはありますか。

長い難しい条文の場合は、カッコ書をとばし、ただし書を除いて、残った本文だけを読み、その条文の大意をつかんだうえで、それからカッコ書等で補足されている内容を読むようにするとよい。

それに加えて、長い文章を結んでいる「又は」「若しくは」や「及び」「並びに」などの接続詞や慣用語の意味を知っていると役に立つね。

接続詞が多いのには参ります。たしかに慣用語の使われ方を理解していると違うでしょうね。

私たちが、日常、特別に区別をつけずに使っている言葉も、法令では一定の約束のもとに使われている。地方税法でよく使われている「慣用語」について、その中から順に教えてあげよう。

# 1. 又は、若しくは

## ○ 選択的接続詞「又は」と「若しくは」

地方税法では第1条から「又は」という用語がでてきますが、法文中で最も頻繁に使われている用語は、「又は」「若しくは」「及び」のよう1. 又は、若しくはに思われます。まず、「又は」と「若しくは」からお願いします。

なかなか着想がいいね。

この「又は」と「若しくは」の使い方には立法技術上かなり難しい点もあるようだが、「又は」と「若しくは」は、両者とも「どちらか」というような場合に使われる選択的な接続詞だ。日常用語としては差はないのだが、法文では厳格に使い分けられている。

では、試しに一つ問題を出してみようか。「A若しくは B又はC」という法文の意味として、次のどれが正しいと思うかね。

- ア. AとBとCとを選択的に対比している。
- イ. AかBかというグループと、Cとを選択的に対比している。
- ウ. Aと、BかCかというグループを選択的に対比している。

「ア」は間違いと思いますが、さて「イ」か「ウ」か迷いますね。

正解は「イ」なのだ。

## ○ 「又は」と「若しくは」の使い方の原則

なぜ、「イ」なのですか。

「又は」と「若しくは」の使い方の原則だが、次のようになっている。

①連結する語句が2個の場合は……………「A又はB」

②連結する語句が3個以上の場合、

同じ段階で並べて選択するときは……………「A、B又はC」

「A、B、C又はD」

③連結する語句が二段階である場合

小さい段階の接続には「若しくは」を大きい段階の接続には「又は」を使う。……「A若しくはB又はC」

「A又はB」という同一段階のグループ

「A、B若しくはC又はE」

「A、B又はC」という同一段階のグループ

「A若しくはB又はC若しくはD」

「A又はB」という同一段階のグループ

「C又はD」という同一段階のグループ

④連結する語句が三段階以上である場合も「若しくは」を重複して使う。……「A若しくはB若しくはC若しくはD又はE」

同一段階のグループ

同一段階のグループ

この場合、大きい方の接続をする「若しくは」を「大若し」、小さい方を「小若し」と通称している。

そうすると、語句を選択的に接続する場合には、必ず「又は」「若しくは」となるわけですね。

ただし、「更正又は決定」のように一つの連用語として使われているものは、「若しくは」とすべき場合でも、これを「更正若しくは決定」とせずに「又は」で結んでいる。例えば、「更正又は決定を取り消す処分又は判決は、…」(法20の9の2④)のような場合だ。

## ○ 同じレベルでの連結

「①連結する語句が2個の場合」の例としては、「道府県又は市町村」「納付又は納入」というような単純な選択の場合ですね。

そうだね。この場合は「又は」を使い、「若しくは」は使われていない。

「②連結する語句が3個以上の場合」の例としてはどのようなものがありますか。

AかBかCかというように、3個以上の語句を、同じ段階で選択的に接続する場合は「A、B又はC」となる。

例えば、法第1条第2項の『この場合においては、「道府県」、「道府県税」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」、「道府県知事」又は「道府県職員」とあるのは、それぞれ「都」、「都税」、「都民税」、「都たばこ税」、「都知事」又は「都職員」と、……読み替えるものとする。』のような場合だね。

「それぞれ」の前にある「道府県」から「道府県職員」までが選択的に接続され、「それぞれ」以下の「都」から「都職員」までも同様に選択的に接続されていて、それぞれ読み替えるものとされている。

## ○ 二段階の連結

「③連結する語句が二段階である場合」、すなわち、AかBかというグループと、Cとを選択的に対比する場合には、小さい段階の接続には「若しくは」を、大きい段階の接続には「又は」を使い、「A若しくはB又はC」のようになるわけですね。これが設問の答ですか。

そのとおりだね。

ここで注意しなければならないことは、「納税者又は特別徴収義務者が…」（法15）のように、AとBのどちらかをいう場合は「又は」で結ばれているが、これにややニュアンスの異なる「これらの者と生計を一にする親族」が加わると、「納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が……」（法15①二）となるような場合があることだ。

「A若しくはB又はC若しくはE」の例としては、どのような場合がありますか。

例えば、「道府県知事若しくはその委任を受けた道府県職員又は市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員」（法1①三）というような規定だね。

この場合、道府県知事か道府県職員か、市町村長か市町村職員かという二つのグループは「又は」で大きく結ばれ、それに比べ小さい段階であるそれぞれのグループ内は「若しくは」で結ばれているわけだ。

## ○ 三段階以上の連結

連結がさらに複雑になり三段階以上になる場合にも、小さい接続の方には「若しくは」が使われ、一番大きな接続だけに「又は」が使われるのですね。

そうだね。例えば、地方税の課税標準若しくは税額を減少させる更正若しくは賦課決定又は加算金の額を減少させる加算金の決定は……というような使い方だね。

前の「若しくは」が「小若し」、後が「大若し」ということになる。

これが、「④連結する語句が三段階である場合」の、「若しくは」を重複して使うということですね。

ほかにも、納税の猶予の場合の延滞金の免除についての規定（法15の9（平27一部改正前））だが、「第15条第1項第1号、第2号若しくは第5号の規定による徴収の猶予若しくは第15条の7第1項の規定による滞納処分の執行の停止をした場合又は第15条第1項第3号、第4号若しくは第5号若しくは第2項の規定による徴収の猶予若しくは第15条の5第1項の規定による換価の猶予をした場合には、……」でも「若しくは」が多用されている。

一読しただけでは意味がつかめませんね。

この場合、最も大きい接続は「又は」で結ばれている。その「又は」の前のグループのうち、前の方の「若しくは」は「小若し」、後の「若しくは」は「大若し」だね。また、「又は」の後のグループのうち、前の方の「若しくは」は「小若し」、その直後の「若しくは」は「大若し」、さらにその後の「若しくは」はもっと大きい「大若し」の意味で使われている。

したがって、この部分を簡潔にいうと「災害等による徴収猶予（法15①一、